

第 11 回 第 1 農地部会議事録

日 時 平成23年11月21日(月) 午前10時00分

場 所 津市河芸庁舎 3階 防災本部室

出席部会委員 3 太田^{おおた} 義政^{よしまさ}・4 眞弓^{まゆみ} 純一^{すみかず}・5 赤塚^{あかつか} 薫^{かおる}・6 青木^{あおき} 正司^{しょうじ}
7 伊藤^{いとう} 征一^{せいいち}・9 奥山^{おくやま} 正夫^{まさお}・13 阪^{さか} 芳一^{よしいち}・17 牧野^{まきの} 礼吉^{れいきち}
18 増地^{ますじ} 和久^{かずひさ}・19 村治^{むらじ} 隆史^{たかし}・23 清水^{しみず} 清^{きよし}・24 中林^{なかばやし} 長一^{ちやういち}
47 田中^{たなか} 千福^{かずよし}

以上13名

欠席委員 2 野田^{のだ} 久忠^{ひさただ}・11 後藤^{ごとう} 勝^{かつ}・14 清水^{しみず} 文兵衛^{ぶんべえ}・41 西口^{にしぐち} 正國^{まさくに}

出席部会員外委員 会長 野田 悟

議長 第1農地部会長 伊藤 征一

事務局職員 飯田事務局長・西田調整担当副参事・長谷川担当副主幹

総合支所 河芸：服部主査 美里：山川担当主幹 安濃：紀平主査
芸濃：後藤副主幹

議事録署名者 13 阪^{さか} 芳一^{よしいち}・47 田中^{たなか} 千福^{かずよし}

事項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権移転)
報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(使用貸借)
報告第6号 時効取得による所有権移転について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(農業委員会許可・所有権移転)
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について(農業委員会許可)
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
(農業委員会許可・所有権移転)

議案第4号 競売買受適格証明願について
議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について <別冊>

議 事 の 大 要

- 議 長 それでは、第11回第1農地部会を開会させていただきます。始めさせていただきます。本日の出席者、13名。欠席は、野田久忠委員と後藤委員、清水文兵衛委員、西口委員。出席は13名で本部会は成立します。よろしくお願いいたします。
- それから議事録署名者は、阪委員さんと田中委員さんです。よろしくお願いいたします。それでは報告案件。
- 事 務 局 それでは第11回農地部会議案書の1ページから3ページをお願いします。
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。
- 今月は、件数といたしましては合計13件、面積として58,590㎡で、田が55,289㎡、畑が3,301㎡でございます。
- 解約後は、再設定が2件、所有権移転が2件、自作に戻るのが9件となっております。
- 続きまして、4ページから5ページをお願いいたします。
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。
- これにつきましては、相続の届出によるものでございまして、件数といたしましては3件、面積として31,834.22㎡、内訳としましては、田が24,278㎡、畑が7,556.22㎡でございます。
- 次に、6ページをお願いします。
- 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。
- 件数といたしましては2件、面積として540㎡、内訳といたしましては、田が469㎡、畑が71㎡でございます。
- 内容としましては、一般個人住宅用地が1件 71㎡、貸駐車場用地が1件 469㎡でございます。
- 7ページをお願いします。
- 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。
- 件数といたしましては3件、面積として1,898㎡、内訳といたしまして、田が899㎡、畑が999㎡でございます。
- 内容としましては、宅地分譲用地が1件 899㎡、一般個人住宅用地が2件 999㎡でございます。
- 続きまして、8ページをお願いします。
- 報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）でございます。
- 件数といたしましては1件、面積として449㎡で、畑でございます。
- 内容としましては、美容室店舗用地が1件 449㎡でございます。
- 9ページをお願いいたします。
- 報告第6号 時効取得による所有権の移転についてでございます。
- 件数といたしましては1件、面積として76㎡で、田でございます。
- 内容としましては、この申請地は、受人の父が昭和44年に売買予約仮登記をつけ、昭和47年から工場用地として利用しており、その後、昭和63年8

月3日に父から相続によりまして、時効取得し、現在に至っているものでございます。

なお、この現況は宅地となっておりますことから、12ページの議案第2号の番号1で、転用許可申請もあわせて提出されているところでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長

ありがとうございました。

事務局より報告があったとおりでございますので、よろしく願いいたします。

続きまして、議案事項に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

10ページをお願いします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 一身田、受人 _____、経営面積 6,081㎡、渡人 _____、申請地 一身田中野石ヶ瀬 _____番、台帳地目・現況地目とも田、現況面積 1,019㎡、外1筆、合計面積2,062㎡で、田でございます。

これにつきましては、渡人である _____ は、申請地を相続により取得したものでございますが、労力不足によりまして、離農のため、営農拡大を希望する受人である _____ に譲り渡ししようとするものでございます。

番号2、地区 神戸、受人 _____、経営面積 11,176㎡、渡人 _____、申請地 半田奥ハサマ _____番、台帳地目・現況地目とも田、現況面積 152㎡でございます。

これにつきましては、渡人である _____ は、申請地が道路買収により残地となり、耕作不便のため、自己所有地の隣地であり営農拡大を希望する受人である _____ に譲り渡しをしようとするものでございます。

番号3、地区 片田、受人 _____、経営面積 8,797㎡、申請地 片田長谷場町角ト _____番、台帳地目・現況地目とも畑、現況面積 49㎡、外5筆、合計面積311㎡で、田が23㎡、畑が288㎡でございます。

これにつきましては、受人である _____ が競売に参加するため、競売買受適格証明審査のためのものでございます。

なお、この案件は、あわせて提出されております14ページの議案第4号競売買受適格証明願と関連し、申請地は以前に受人の父が所有していたものでございますが、今回の競売に参加し、自己農地保全をするため取得しようとするものでございます。

番号4、地区 安西、受人 _____、経営面積10,793.59㎡、渡人（亡） _____、相続財産管理人 弁護士 _____、申請地 芸濃町北神山川向 _____番、台帳地目・現況地目とも畑、現況面積 952㎡、外5筆、合計面積1,734.65㎡で、畑でございます。

これにつきましては、渡人につきましては11ページの番号5及び6とも関連をいたしますが、渡人である（亡） _____、相続財産管理人 弁護士 _____ は、相続財産整理処分のため、営農拡大を希望する受人である _____ に譲り渡ししようとするものでございます。

11ページをお願いします。

番号5、地区 安西、受人 _____、経営面積 254,939㎡、渡人(亡) _____、相続財産管理人 弁護士 _____、申請地 芸濃町北神山川向 _____番 台帳地目・現況地目とも田、現況面積 1,635㎡、外5筆、合計面積3,916㎡で、田が2,869㎡、畑が1,047㎡でございます。

これにつきましては、先ほどの番号4及び次の番号6と同趣旨によりまして、相続財産整理処分のため、営農拡大を希望する受人である _____に譲り渡ししようとするものでございます。

番号6、地区 安西、受人 _____、経営面積 6,031.73㎡、渡人(亡) _____、相続財産管理人 弁護士 _____、申請地 芸濃町北神山川向 _____番、台帳地目・現況地目とも田、現況面積 1,422㎡でございます。

これにつきましては、先ほどの番号4及び5と同趣旨によりまして、相続財産整理処分のため、営農拡大を希望する受人である _____に譲り渡ししようとするものでございます。

番号7、地区 村主、受人 _____、経営面積 116,715㎡、渡人 _____、申請地 安濃町連部的場 _____番、台帳地目・現況地目とも畑、現況面積 207㎡、外3筆、合計面積888㎡で、畑でございます。

これにつきましては、渡人である _____は、離農のため、申請地が隣地にあり営農拡大を希望する受人である _____に譲り渡ししようとするものでございます。

番号8、地区 安濃、受人 _____、経営面積 0㎡、渡人 _____、申請地 安濃町曾根北浦 _____番、台帳地目・現況地目とも田、現況面積 2,783㎡、外1筆、合計面積6,272㎡で、田でございます。

これにつきましては、渡人である _____は、遠隔地であることから営農縮小のため、新規営農を希望する受人である _____に譲り渡ししようとするものでございます。

なお、受人は農作業歴はございませんが、近所の農家の人から技術の指導を受ける予定でございます。また、トラクター、田植え機、コンバイン等の農機具につきましても確保がされているところでございます。

以上、番号1から8までは、議案書にありますとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものでございます。

以上、件数としましては8件、面積として16,757.65㎡、内訳といたしまして、田が12,800㎡、畑が3,957.65㎡でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。1番から8番まで順次よろしく願います。

一身田。

青木委員 6番 青木です。せんだって現地確認に行きましたが、今年つくってなかったもので草を刈って、除草剤をまいているところで、来年から作付するという事で、農器具も全部そろっており、何ら問題ないと思いますので、よろしく願います。

議 長 はい、ありがとうございます。
2番、神戸。

眞弓委員 4番 眞弓です。アンダーバイパス、県道の関係の用地買収で、その残地を隣接する_____さんが購入するものでありまして、_____さんは農業をしておりますので、問題ないと思います。

議 長 はい、3番、片田。

事務局 会長、すみません、事務局です。
野田久忠委員お休みで、お電話にて事前に聞いております。息子さんが受けるというような形なので、特に異議はございませんということで受けております。

議 長 はい、ありがとうございます。
4番、安西。

牧野委員 17番 牧野です。私ども、農業委員として初めての案件ですけれども、このおうちには相続する方がもうだれもみえないということで競売になるということでした。この4、5、6、全部、今現在も違う方が耕作されてまして、その方が譲り受けるということでしたので、現地も確認させていただきましたけれども、何ら問題ないと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

議 長 はい。4、5、6は、よろしいということですね。

牧野委員 はい。

議 長 はい、わかりました。
7番、村主。

清水委員 23番 清水です。これ、現地確認に行ってきたまして、_____さんは非常に作業熱心な方ですので、何ら問題はないと感じましたので、よろしく願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。
8番、安濃。

中林委員 24番 中林。本件につきましては、ただいま事務局のほうから先般説明を受けましたとおり、新規営農でございますが、この受人の_____は、その辺の農業者の方々の指導を得ながら耕作をしたいと言っておりますので、問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。
地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 はい、ありがとうございます。
それでは異議なしと認め、議案第1号については許可をすることに決定をいたします。
次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 12ページをお願いします。
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。
番号1、地区 楡形、申請者 _____、申請地 小舟東浦 _____番、台帳地目 田、現況地目 宅地、現況面積 76㎡、農地は第2種農地でございます。
これにつきましては、先ほどの9ページの報告第6号の時効取得報告においてご説明させていただいたものでございますが、申請地は昭和47年から父が工場用地として利用し、現在に至っておりますことから、今回、申請書とともに始末書の提出がされたものでございます。
番号2、地区 上野、申請者 _____、申請地 河芸町久知野横院前 _____番、台帳地目 田、現況地目 畑、現況面積 147㎡、外1筆、合計面積336㎡で田、農地は第2種農地でございます。
これにつきましては、申請地を貸駐車場用地として利用しようとするものでございます。
以上、件数といたしましては2件、面積として412㎡で、田でございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。
事務局の説明が終わりました。地元委員さんの意見を伺います。
1番、楡形。

野田悟委員 当案件につきまして、先ほどから事務局の説明がございましたが、そのとおりでございまして、おのずからこの件につきましては時効取得ということも踏まえて、特に地域としても問題ございません。

議長 はい、ありがとうございます。
2番、上野。

阪委員 13番、阪。先般、私、現場を確認したが、特に異常というか特に問題ないということですので、よろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。
地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは異議なしと認め、議案第2号については許可することに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）、事務局の説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>13ページをお願いします。</p> <p>議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。</p> <p>番号1、地区 安西、受人 _____、渡人 _____、申請地 芸濃町北神山血解_____番、台帳地目・現況地目とも畑、現況面積 54㎡、外1筆、合計面積139㎡で畑、農地は第2種農地でございます。</p> <p>これにつきましては、申請地を貸資材置場用地として利用しようとするものでございます。</p> <p>以上、件数といたしましては1件、面積として139㎡で、畑でございます。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>事務局の説明が終わりました。地元委員さんの意見を伺います。</p> <p>1番、安西。</p>
牧野委員	<p>17番 牧野です。これも現地確認もいたしましたけれども、何ら問題ないと思っておりますので、ひとつよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>皆さん、いかがでございましょうか。</p>
部会委員	<p><一同 異議なし></p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは異議なしと認め、議案第3号について許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第4号 競売買受適格証明願について、事務局の説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>14ページをお願いします。</p> <p>議案第4号 競売買受適格証明願についてでございます。</p> <p>番号1、地区 片田、競売対象農地 片田長谷場町角ト_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 49㎡、外5筆、合計面積311㎡で、田が23㎡、畑が288㎡、申請人 _____、経営面積 8,797㎡でございます。</p> <p>これにつきましては、先ほどご説明させていただきました、10ページの議案第1号の番号3の3条許可申請と関連するものでございまして、申請人でございます_____が競売に参加するため、競売買受適格証明願が提出されたものでございます。</p> <p>以上、件数といたしましては1件、面積として311㎡、内訳としまして、田が23㎡、畑が288㎡でございます。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>

議 長 はい、ありがとうございました。
事務局の説明が終わりました。
1番、片田。

事 務 局 部会長、この件につきましても片田の野田久忠委員さん、今日ご欠席で、特に異議のない旨の連絡を受けております。

議 長 はい、ありがとうございます。
皆さん、いかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 はい、ありがとうございます。
それでは異議なしと認め、議案第4号については証明することに決定いたします。
次に、別紙でお配りしました議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。
別冊の津市農用地利用集積計画をお願いします。
表紙を1枚めくっていただきたいと思っております。
今月は、右下の合計欄に掲げてございますように、総合計で850,460㎡の集積がありました。内訳としましては、貸借関係のみでございます。それでは、各地区別に一番下の合計欄でご説明いたします。
津地区につきましては、田の賃貸借と使用貸借を合わせて393,821㎡で、畑の賃貸借と使用貸借を合わせて4,610㎡で、件数的には117件でございました。所有権移転はございませんでした。
河芸地区につきましては、田の賃貸借と使用貸借を合わせて24,762㎡で、畑の使用貸借が923㎡で、件数的には14件でございました。所有権移転はございませんでした。
安濃地区につきましては、田の賃貸借が354,886㎡で、畑の賃貸借が1,431㎡で、件数的には70件でございました。所有権移転はございませんでした。
芸濃地区につきましては、田の賃貸借と使用貸借を合わせて33,682㎡で、畑の賃貸借と使用貸借が合わせて2,006㎡で、件数的には12件でございました。所有権移転はございませんでした。
美里地区につきましては、田の賃貸借と使用貸借が合わせて34,339㎡で、件数的には6件でございました。所有権移転はございませんでした。
香良洲地区につきましては、集積はございませんでした。
以上で、合計で、田の集積が賃貸借と使用貸借を合わせて841,490㎡で、畑の集積が賃貸借と使用貸借を合わせて8,970㎡で、総合計が850,460㎡で、219件となっております。
認定農業者への集積状況は132件で657,863㎡となっております、先月

に比べ面積では約680%、件数では450%となっております。
なお、内訳は、計画の概要のとおりでございます。
以上で説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。
事務局の説明が終わりました。皆さん、いかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 はい、ほんだら異議なしということでございます。
それでは、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について適正であると認め、市長に進達することにいたします。
以上をもちまして、本部会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第11回 第1農地部会を閉会します。

午前10時36分

上記は、第11回第1農地部会の議事を録したものである。

平成23年11月21日

議 長

出席委員

出席委員